

個別資産利活用方針

【⑤決定】

整理番号	2020-02	担当部課	教育委員会教育総務課	区分	普通財産		
財産名称	三刀屋学校給食センター						
所在地	雲南市三刀屋町殿河内70	根拠法令					
土地情報							
敷地面積	2,028.00㎡	所有	市有地	その他			
利用目的	三刀屋町管内の幼稚園・こども園、小中学校へ学校給食を提供するための調理場。						
財産の現状	利用可能な内部の調理備品等は、学校、他部局等へ移管済。施設は、廃止。						
経過等	令和元年8月から中央学校給食センターで調理業務を開始したことにより、未利用施設となった。						
No.	建物等名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積
1	三刀屋学校給食センター	鉄骨造	1階	H3	40年	未	505.41㎡
2	倉庫	鉄骨造	1階	H3	40年	未	26.42㎡
3							
4							
5							
延床面積 総計							531.83㎡
位置図				現況写真			
							



利活用方針	
1 資産利活用の方向性	財産処分(土地・建物含めて売却)
2 当該方向性の理由	国道に面している上、建物にトラック用プラットフォームが設置しており、倉庫、工場等に転用が可能な売却に適した財産である。
3 対応スケジュール	- 令和3年度、国道筆界を国土交通省と協議。 - 令和4年度国土交通省と協議が整い分筆登記完了 - 令和4年度不動産鑑定を実施中。
4 資産利活用に関する経費等見込み	- 土地境界測量、分筆登記手数料 - 不動産鑑定料
5 その他	- 調理器具等備品が残っている。 - 敷地内の下水道本管理設部は売却不可。